

広島県告示第八百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
己斐上五丁目二六地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市西区		己斐上五丁目						七六六番五	標柱一号		
								七五六番六	標柱二号及び 三号		
								七五六番八	標柱四号		
								七五六番九	標柱五号		
								七七五番四九	標柱六号		
								七七五番五〇	標柱七号		
								七七五番一二	標柱八号		
								七七五番二六	標柱九号		